

山梨県公報

第千九百九十一号

平成二十一年

十月二十六日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更	五七一
道路の供用開始	五七一
公 告	五七一
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	五七一
開発行為に関する工事の完了について	五七一

告 示

山梨県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市小原西字梅木田八二番の一地主から	旧	一一・〇	一六九・〇
山梨市小原西字今田官有無番地地先まで	新	九・〇	二八九・〇

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷身延線	南巨摩郡身延町大字波高島字若宮七番の四地先から南巨摩郡身延町大字波高島字下川原一六二番の三地主先まで	一三三・一	平成二十一年十月二十六日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年十月十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ひまわり
 - 2 代表者の氏名 高橋英雄
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市万才二百八十番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、日本に在住する外国人に対する職業斡旋や就労相談を行い、日本で生活する外国人が地域社会で孤立することなく、経済的に安定した生活を送るための活動を行う事により、外国人労働者の豊かな社会生活と日本で労働者が不足して

三 縦覧期間 平成二十一年十月十九日から同年十二月十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年十月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人せれー奈

2 代表者の氏名 橋爪千代

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上阿原町二百四十一番地一ウエルカムオギノ百三号

4 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者等移動困難の方々に対し、出張美容等を行い、県内全域の福祉美容を推進する事により広く県民が笑顔あふれる生活を送れる社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年十月十九日から同年十二月十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年十月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市白州町鳥原字向林二九一三のの一の一部並びに字輿石三〇一二のの一の一部、三〇一三の二、三〇一三の三の一部、三〇一四の四の一部、三〇一五の五の一部、三〇一七の七の一部、三〇一九の九の一部、三三三三九のの一の一部及び三三四〇のの一の一部の区域（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市白州町鳥原二千九百十三番地一 サントリー酒類株式会社白州蒸溜所 工場
長 前村久
東京都港区台場二丁目三番三号 サントリー天然水南アルプス株式会社 代表取締役
喜田哲永